

住宅ローン減税 締切迫る!!

2020年
9月末まで
の契約!

昨年の消費税増税に伴い、対象期間が10年から13年へ拡充された住宅ローン減税。

この優遇措置を受けるための入居期間が、新型コロナウイルスの影響により、当初の2020年12月末から**2021年12月末へ1年間延長されました**。ただし、2020年9月末までの借負契約が条件となります。

住まいづくりを
お考えの方、お早め
にご検討ください!



ぜひヘーベルハウスの展示場へ!

二世帯住宅・3階建て住宅・賃貸(併用)住宅など、
住まいのことなら何でもお気軽にご相談ください。



お近くの展示場はこちらです!

ご予約をいただくと
待たずにご案内が
できます



千葉県



茨城県

